# 「津波対策の検討に係る組織体系図」

## 神奈川県津波対策推進会議 (既存)

# 【目的】

神奈川県、神奈川県沿岸の市町及び関係機関と連携・協力し津波対策に関する検討及び推進を図るため、神奈川県津波対策推進会議を設置する。

### 【構成員】

国・県・沿岸市町等

### 【事務局】

県 (安全防災局)

(仮称) 津波浸水想定検討部会 (新規)

### 【構成員】

学識者・国・県等

#### 【事務局】

県(県土整備局・環境農政局)

#### 神奈川県津波対策推進会議設置要綱

(設置目的)

第1条 神奈川県下の津波対策について、平成16年6月2日に実施された「津波 対策図上検討会」での検討した結果等を踏まえ、神奈川県、神奈川県沿岸の 市町及び関係機関と連携・協力し津波対策に関する検討及び推進を図るため、 神奈川県津波対策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

#### (所掌事項)

- 第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項について所掌する。
  - (1) 情報受信・伝達体制等の事前対策に関する検討
  - (2) 避難指示等の基準及び機関同士の連携・役割分担等応急対策に関する検討
  - (3) 普及啓発の方法及び訓練のあり方等普及啓発に関する検討
  - (4) 津波対策に係る「申し合わせ事項」に関する検討
  - (5) その他必要な事項

(構成)

- 第3条 推進会議は、別表に掲げる者をもって構成する。
- 2 座長は、神奈川県安全防災局危機管理部災害対策課長をもって充てる。

(会議)

- 第4条 推進会議は、座長が必要に応じ召集し、これを主宰する。
- 2 座長は、必要と認めたときは、推進会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 座長は、必要に応じて作業部会を設置することができる。 (事務局)
- 第5条 推進会議の事務局は、神奈川県安全防災局危機管理部災害対策課におく。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長がその都度会議に諮って定める。

附則

- この要綱は、平成17年4月28日から施行する。 (44 日)
- この要綱は、平成 18 年 6 月 12 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成20年7月1日から施行する。 附 即
- この要綱は、平成21年7月10日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成22年7月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成23年5月11日から施行する。

## 別表

機関名	所 属 名	職名
国	陸上自衛隊第31普通科連隊	警備幹部
	海上自衛隊横須賀地方総監部	防衛部防災担当幹部
	海上自衛隊第4航空群	企画幕僚
	第三管区海上保安本部	環境防災課長
	横浜地方気象台	防災業務課長
県	安全防災局危機管理部	災害対策課長
		応急対策担当課長
	環境農政局水・緑部	水産課長
	保健福祉局保健医療部	健康危機管理課長
	県土整備局道路部	道路管理課長
	県土整備局河川下水道部	流域海岸企画課長
		河川課長
		砂防海岸課長
	横須賀三浦地域県政総合センター	県民・安全防災課長
	湘南地域県政総合センター	県民・安全防災課長
	西湘地域県政総合センター	安全防災課長
	神奈川県警察本部	危機管理対策課課長補佐 交通規制課副室長

市町	横浜市	危機対処計画課長
	川崎市	危機管理室担当課長
	横須賀市	危機管理課長
	平塚市	防災危機管理課長
	鎌倉市	総合防災課長
	藤沢市	災害対策課長
	小田原市	防災対策課長
	茅ヶ崎市	防災対策課長
	逗子市	防災課長
	三浦市	危機管理課長
	葉山町	総務課主幹
	寒川町	防災安全課長
	大磯町	危機管理対策室長
	二宮町	防災安全課長
	真鶴町	環境防災課長
	湯河原町	地域政策課長